松山大学生活協同組合ミールカード利用約款

（約款の適用）

第１条　ミールカード利用約款は（以下「本約款」という。）は、松山大学生活協同組合（以下「当組合」という。）が指定するＩＣカードを使用し、当組合が運営するミールカードの利用について条件を定めるものです。

（ミールカードの定義及び目的）

第２条　ＩＣカードにおいて、当組合が指定した期間、かつ当組合が指定した店舗等（以下「指定店舗」という。）、かつ当組合が指定した営業日・営業時間および指定した１日あたり限度額の範囲内で、当組合の指定する食事等の商品を利用することができる機能を指してミールカードといいます。

２　ミールカードは、申込者本人の健康増進、食生活習慣形成のサポート等を目的としています。

（ミールカードの契約）

第３条　組合員は、この約款に合意の上、当組合が年度ごとに定める料金の支払い及び所定の手続きを行うことで契約が成立し、ミールカードを利用することができます。

２　本条前項でいう当生協が指定する期間の開始日は、本条第１項でいう支払手続きの種別によって以下のようになります。

（１）　現金での支払の場合

①　支払日が３月３１日以前の場合は、支払をした年の４月１日または利用開始指定日。

②　支払日が４月１日以降の場合は当生協が指定する直近営業日

（２）　金融機関による振込・コンビニエンスストア支払の場合

①　当生協が入金を確認した日が３月３１日以前の場合は、振込をした年の４月１日または利用開始指定日。

②　当生協が入金を確認した日が４月１日以降の場合は当生協が振込を確認した日以降の当生協が指定する直近営業日。

（３）　金融機関等（クレジット払い）での支払を約する手続きの場合

①　当生協が手続き完了を確認した日が３月３１日以前の場合は、手続きを確認した年の４月１日または利用開始指定日。

② 当生協が手続き完了を確認した日が４月１日以降の場合は、当生協が手続きを確認した日以降の当生協が指定する直近営業日。

３ ミールカード代金に対する利息は、利用の有無、入金期間を問わず無利息とします。

（ミールカードの利用範囲）

第４条　当組合は、ミールカードの利用期間（当年４月１日から翌年３月３１日までの間の当生協が指定した期間）、１日当たりの利用限度額、利用できる食事等の商品の範囲、その他ミールカードの利用にあたって必要な事項を定め、ミールカード契約者はこの範囲において利用できます。

２ ミールカード利用は、ミールカード契約者本人による利用の場合に限定し、ミールカードの他人への貸与による利用、もしくは他人分の購入についての利用は出来ないこととします。

（ミールカードが利用できない場合）

第５条　ミールカードの契約者は、次の場合にはミールカードの利用ができないことをあらかじめ承諾するものとします。

（１） 指定店舗が営業していない場合および営業時間外

（２） 営業予定日であっても、災害発生や気象警報発表による大学の休講措置、大学行事や学事変更、停電等により利用可能店舗が臨時休業している場合

（３） 大学からの指示により構内への立ち入りが制限または禁止されている場合

（４） ＩＣカードの紛失や汚損等によってレジでの読み取りができない場合

（５） 指定店舗のレジ等端末機の故障、停電、予測できない天災などによりＩＣカードを使用できない場合

（６） ミールカード利用時にＩＣカードを不携帯の場合

（７） 再発行手続き中や不正利用、分割払いの際の引き落としができないなどの理由で、システムによりＩＣカードの使用を停止している期間

（ＩＣカードの紛失・汚損等・不携帯による対応）

第６条　ＩＣカードの紛失・汚損によりミールカードが利用できなくなった場合、またはＩＣカード記載内容変更により再発行を受ける場合は、別途定めるＩＣカード取扱約款に基づき所定の再発行の届出を行うものとします。

２ ミールカード契約者がＩＣカードを紛失し、または盗難にあった場合は、ＩＣカード取扱約款第４条及び第５条にいう届出を行うものとします。紛失には大学

カードの場合の大学カードに関する規定によるＩＣカードの回収、カード読み取り機のトラブルにより、利用が出来なくなったときを含むこととします。

３　本条第２項の場合において、ミールカード契約者がミールカード申込者であり、当該ミールカードがミールカード利用期間内である場合、当生協は再発行されたＩＣカードにミールカード機能を設定するものとします。

（返品・返金の禁止）

第７条　ミールカードで購入した食事等の商品についての返品及びミールカード代金の返金は、レジ操作ミスなど当生協の過失による場合ならびに本約款第８条による場合のほかは、受け付けないものとします。

（ミールカード解約の場合の返金）

第８条　ミールカード契約者が、ミールカード利用期間中において解約する場合は、以下の定めによることとします。

（１）　中途退学、休学、留学、傷病等による長期入院などの理由によって１ヶ月を超える長期にわたり大学への通学ができなくなった場合、もしくは当生協が認めた場合においては、当生協は、組合員からの事前もしくは事後１年間以内の当生協所定の手続きによる申し出を受けて、コース購入金額より、購入者利用金額と事務手数料（ミールカード案内時に告知）を差引き、ミールカード契約時に指定した者の金融機関口座に振り込むものとします。ここで言う事後とは、大学への通学ができなくなった時、もしくは当生協が認めた時を基準とします。

（２）　（１）による場合も、ミールカード利用累計額がミールカード購入代金を超えた場合、返金はしないこととします。

（３）　（１）による返金は扶養者の了解を得ることを条件とします。

（ミールカード未使用残高の翌年度への繰越または返金）

第９条　ミールカードの契約期間の満了後は 1 年単位で更新を行うことができます。契約期間中に生協が指定する方法により契約を更新するか否かの意思表示を行う必要があります。

２　２月末時点での累計使用残額が各コースの購入額に満たない場合、その残額から事務手数料を差し引いた金額（以下「繰越金額」とします）を、翌年度のミールカードの申し込み料金から減額する形で繰り越すことができます。繰越金額は２月末時点で確定します。

３　ミールカード契約を翌年に更新しない場合、繰越金額を返金します。返金方法は、松山大学生協電子マネーPine への振替か、ミールカード契約者の指定する口座へ銀行振込手数料を差引き返金します。

（契約内容の変更・停止・解除）

第１０条　次のいずれかに該当する場合はミールカード契約が解除となります。

（１）　ミールカード契約者が当組合の組合員資格を失った場合

（２）　第４条２項に定める不正利用が判明した場合

（利用履歴の提供）

第１１条　当生協は、組合員のＩＣカードのプリペイド電子マネー利用及びミールカードの履歴（以下、利用履歴という）の一部を組合員にもしくは扶養者に提供します。

２　利用履歴とは、利用商品、利用の金額、ＩＣカード入金額、プリペイド電子マネー残高・ポイント付与履歴等を指します。

３　利用商品とは生協の店舗、食堂等においてＰＯＳレジで精算された商品であり、その利用商品名はＰＯＳレジに登録されているデータを指します。ただし、ＰＯＳレジに当該商品のデータが登録されていない場合があることを利用者は予め承諾するものとします。

４　利用履歴は、当生協が指定する電子媒体（生協のＷｅｂサイト「生協マイページ」）もしくは紙媒体によって提供し、その利用は、組合員が申し込みすることで提供されます。

５　組合員は、利用履歴を扶養者に提供することを承諾したこととします。

６　当生協は提供した利用履歴の不正などにより、組合員及び扶養者に不利益が生じた場合もその損害を補償しません。

（利用履歴提供の終了・中止・変更）

第１２条　当生協は、組合員に告知を行うことで、利用履歴の提供を終了、中止し、又は内容を変更することがあることを、利用者は予め承諾したものとします。

２　以下の理由による場合、当生協は事前告知なく利用履歴の提供を一時停止、中止する場合があります。

（１）　コンピュータシステムの保守点検

（２）　システムの切り替えによる設備更新

（３）　天災、災害による装置の故障

（４）　その他予期しない障害の発生

（損害の負担）

第１３条　組合員は、本約款を遵守するものとし、本約款の違反により生じる一切の損害を負担するものとします。

（本約款の変更・廃止）

第１４条　当生協は、ＩＣカードの基本原則の変更による効力・機能サービスの充実・合理化、利用者の便宜向上、社会経済状況の変化への対応、その他サービスの円滑な実施のための必要がある場合に、本約款を変更・廃止することができます。

２　本条第１項の場合、当生協は、本約款を変更・廃止する旨、変更後の本約款の内容及び変更・廃止の効力発生日について、変更・廃止の効力発生日までの間に次に定める方法を適宜活用して、利用者への周知を図ります。

（１）　店舗での掲示

（２）　Ｗｅｂサイトへの掲示

３　本約款の変更・廃止は、当生協の理事会の議決によります。

（準拠法）

第１５条　本約款に関する準拠法は、全て日本法が適用されるものとします。

（合意管轄裁判所）

第１６条　組合員は、本約款の規定する内容について紛争が生じた場合、訴額のいかんに関わらず、当生協所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を管轄裁判所とするものとします。

附則

本約款は２００６年４月１日から施行します。

２０１９年１０月１日　改正

２０２３年４月１日　改正